

広報 てしおがわ

発行
〒095-0014
士別市東4条3丁目1番4
てしおがわ土地改良区
電話：(0165)29-7177(代表)
FAX：(0165)29-6820(総務部)
(0165)29-6821(工務部)
E-mail:teshio-s@teshiogawa-lid.com
URL:http://www.teshiogawa-lid.com
編集：総務部総務課



令和2年6月8日てしおがわ土地改良区事務所庁舎等建設工事「地鎮祭」

目 次	目 次
・ごあいさつ……………2	・令和2年度地区除外決済金について……8
・通常総代会議決事項……………3	・令和2年度土地改良事業一覧(予定)……9
・令和2年度一般会計収支予算……………4	・てしおがわ土地改良区職員機構……………10
・令和2年度共通及び地区予算……………5	・職員人事……………11
・令和2年度賦課金の10a当り課率……………6・7	・土地改良区からのお願い……………12

ごあいさつ

理事長 榎本好男



広報てしおがわ第37号発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

常日頃より組合員の皆様には、当土地改良区運営並びに土地改良事業の推進に特段なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今冬は積雪が異常に少なく、水田への影響が心配されたところですが、皆様のご協力のもと、なんとか作業を進めることができました。天候が数日おきに変わり、気温も低く、作物の成長や体調管理にも気をつけながらの作業になったことと思います。更に、今年は年明けから世界中で新型コロナウイルス感染症が拡大しました。先ずは、多数の感染者、死亡者が出ておりますことに衷心よりお見舞い、お悔やみ申し上げます。全世界でロックダウンや自粛要請が発令され、4月には日本も緊急事態宣言が発令となり、解除されるまでの数か月の自粛生活となりました。これらの影響は、既に大きく世界中に影響を及ぼしておりますが、今後、出てくる影響もまだまだあると思われまます。未だウイルスは終息したわけではなく、感染防止の対策生活は続きます。皆様にはこれらを含め、体調に十分留意され農作業にあたっていただきたいと思ひます。今年も異常気象や地震などの災害等心配されますが、農作物が順調に生育し豊穰の出来秋になることを切に願っているところであります。

去る、3月23日令和元年度通常総代会を開催致しました。今回の総代会は感染症拡大防止の観点から特例的に書面での議決権行使が認められた中での開催となりました。当日は総代80名中59名が書面議決となり、会場では議長等含め21名の総代と役員の出席の中で、距離を取った配席、マスク着用にて会議を行いました。総代会におきましては、令和元年度一般会計補正予算及び令和2年度

一般会計予算に係る議案の審議を行い、全案件提案どおり議決ご決定をいただきました。今年度も総代会議決内容に基づき適切な運営に努めてまいります。

本年度の土地改良事業については各事業ともに適切に進めておりますが、国営事業3地区、道営事業については新規地区を含めて14区、団体営事業については42地区、全体で59地区50億円ほどの事業費となっております。各事業の適切な執行に努めると共に、安定的な事業推進、計画に沿った事業進捗となるよう国の予算の確保を望み、関係官庁及び関係国会議員等への要請活動を鋭意行って行きたいと考えております。

現在進めております事務所建設について、建設工事の発注に係る予算措置、債務負担、一般競争入札に向けて通常総代会にて議決をいただきました。去る5月18日に入札を執行し、着工したところでございます。本年度から来年度にかけての工事となり、来夏頃の供用開始を予定しているところです。土地改良区の事務所は、当区の施設の維持管理を行う拠点であり、農業用水利施設と同等の重要施設という位置づけから、組合員の皆様の新たな賦課負担とならない形で取り進めておりますので、皆様のご理解をお願いいたします。工事の経過等については、都度お知らせしたいと考えております。

最後になりますが、感染症拡大防止により、世間ではまだまだ我慢の日は続くかもしれません。早期終息を願い、今できることを一つずつ進めていきたいと思ひます。本年度においても組合員の皆様にご理解をいただきながら、土地改良区の今後を見据えた業務運営と土地改良事業の推進にあたって参りますので、更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。更には、好天に恵まれ五穀豊穰の秋を迎えられること、そして組合員の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。

通常総代会議決事項

令和2年度通常総代会は、令和2年3月23日（月）土別グランドホテルにて開催されました。

当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため土地改良法の規定に基づき書面議決権を行使することで出席人数を縮小した中で執り行われました。

令和元年度中間監査報告、令和元年度補正予算、令和2年度の運営に関わる土地改良区一般会計収支予算及び賦課金等関連議案について提案がなされ、それぞれ原案通り可決決定し終了しました。

総代定数 80名

欠員 なし

現員 80名

出席総代 80名

（内 本人 21名）

（書面議決 59名）

欠席 なし

議長

永峯健一（土別地区）

副議長

真鍋隆裕（和寒地区）

議事録記名人

酒田賢一（天塩川地区）

小野寺等（土別地区）

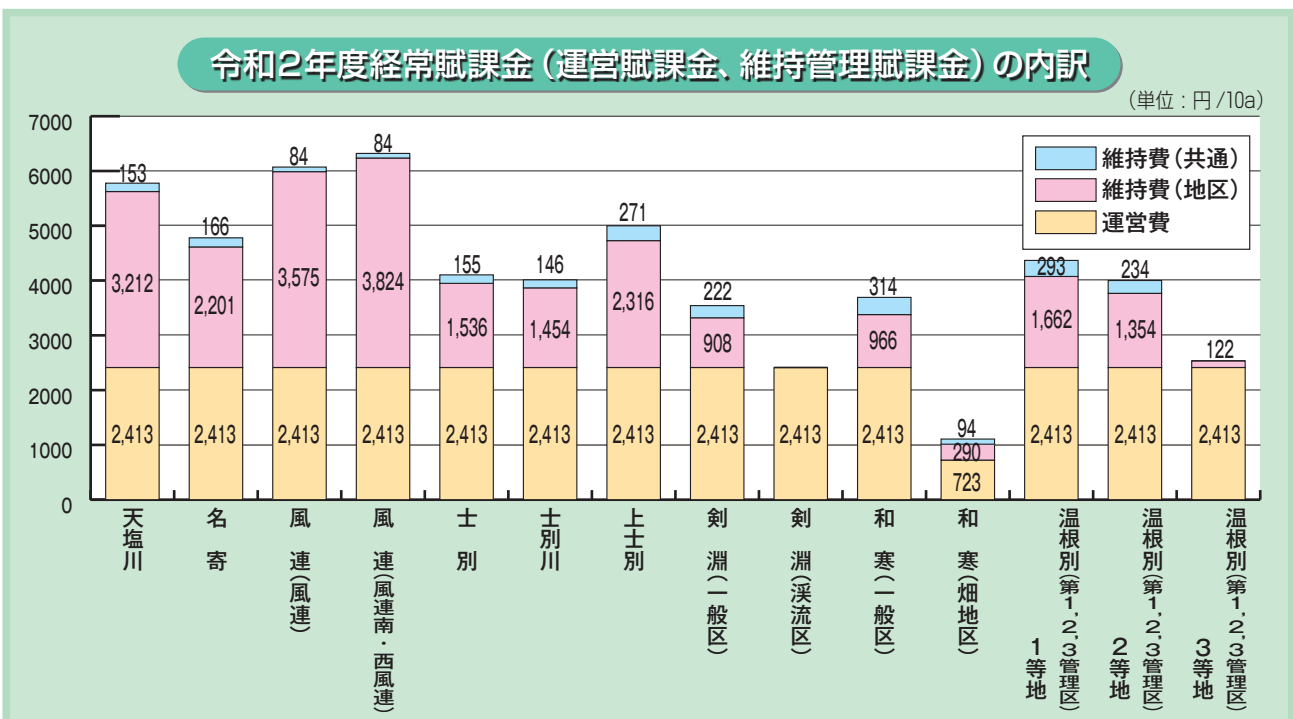
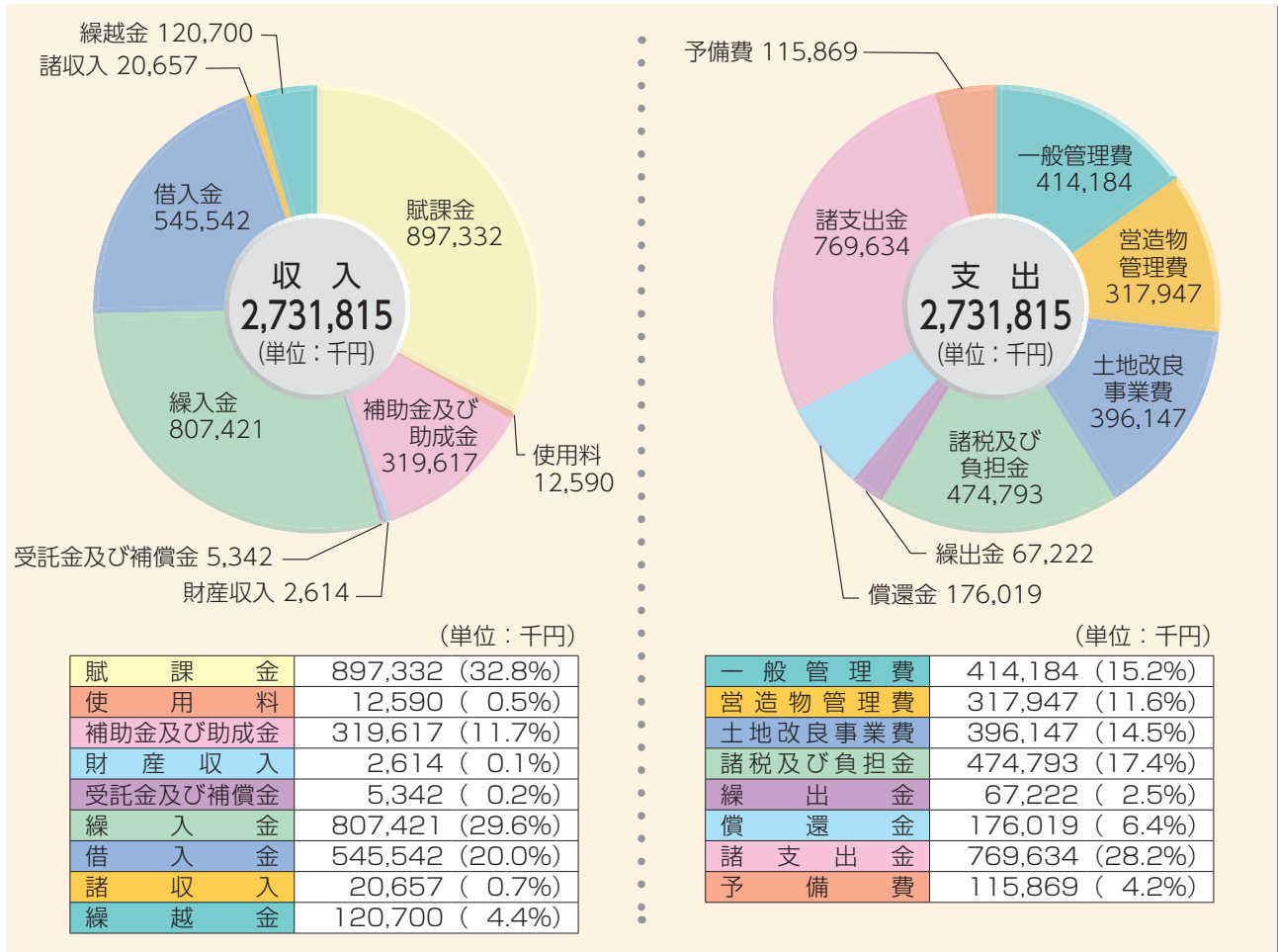


● 議決等事項は次のとおり

- 報告第1号 てしおがわ土地改良区役員補欠選挙結果の報告について
- 報告第2号 令和元年度中間監査の報告について
- 報告第3号 土地改良事業の経過及び計画について
- 承認第1号 令和元年度第2回一般会計収入支出補正予算（専決処分）の承認について
- 議案第1号 農林漁業資金の借入議決中議決更正について
- 議案第2号 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業資金の借入議決中議決更正について
- 議案第3号 令和元年度各種積立金の処分議決中議決更正について
- 議案第4号 令和元年度各種積立金の処分について
- 議案第5号 令和元年度第3回一般会計収入支出補正予算について
- 議案第6号 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の変更計画認定申請について
- 議案第7号 債務負担行為等について
- 議案第8号 令和2年度農林漁業資金の借入について
- 議案第9号 令和2年度水田・畑作経営所得安定対策等支援事業資金の借入について
- 議案第10号 令和2年度長期借入金金の借入について
- 議案第11号 令和2年度基本財産積立金の処分について
- 議案第12号 令和2年度各種積立金の処分について
- 議案第13号 令和2年度役員等年報酬額について
- 議案第14号 令和2年度一時借入金について
- 議案第15号 令和2年度賦課金等の賦課徴収の時期及び方法について
- 議案第16号 令和2年度地区除外決済金について
- 議案第17号 令和2年度一般会計収入支出予算について
- 議案第18号 てしおがわ土地改良区定款の一部変更について
- 議案第19号 てしおがわ土地改良区規約の一部改正について
- 議案第20号 てしおがわ土地改良区利水調整規程の設定について
- 議案第21号 土地改良財産の処分及び取得について

令和2年度一般会計収支予算構成

令和2年度てしおがわ土地改良区一般会計当初予算額は、収入支出とも2,731,815千円です。予算構成比と共通並びに地区別予算書を掲載したのでご覧ください。



令和2年度てしおがわ土地改良区予算（共通及び地区予算）

【収入予算】

(単位：千円)

予算科目	共通	天塩川地区	名寄地区	風連地区	士別地区	士別川地区	上士別地区	剣淵地区	和寒地区	温根別地区	合計
款 科 目											
1 賦課金	462,680	138,625	67,716	59,725	20,749	43,732	38,019	24,246	26,973	14,867	897,332
2 使用料			2,326	296	8,135			755	150	928	12,590
3 補助金及び助成金	38,673	23,948	59,375	46,940	3,048	3,890	12,641	77,632	47,763	5,707	319,617
4 財産収入	609	648	172	257	127	147	86	390	86	92	2,614
5 受託金及び補償金	5,342										5,342
6 繰入金	606,882	10,000	15,000	10,998	28,666	49,882	11,597	27,177	32,839	14,380	807,421
7 借入金	160,000	18,242	26,459	31,632		280,875			28,334		545,542
8 諸収入	1,900	3,198	860	4,827	702	1,502	1,668	2,323	2,699	978	20,657
9 換地費											0
10 繰越金	60,000	8,000	6,000	6,000	10,000	5,000	8,000	6,000	5,500	6,200	120,700
計	1,336,086	202,661	177,908	160,675	71,427	385,028	72,011	138,523	144,344	43,152	2,731,815

【支出予算】

(単位：千円)

予算科目	共通	天塩川地区	名寄地区	風連地区	士別地区	士別川地区	上士別地区	剣淵地区	和寒地区	温根別地区	合計
款 科 目											
1 一般管理費	414,184										414,184
2 営造物管理費	13,040	79,176	36,568	40,363	27,556	35,033	29,024	21,573	22,623	12,991	317,947
3 選挙費	0										0
4 土地改良事業費	112,275	31,870	21,460	28,250	8,129	10,373	22,429	92,338	53,806	15,217	396,147
5 諸税及び負担金	67,969	25,044	3,277	52,458	1,629	282,572	5,610	107	34,335	1,792	474,793
6 繰出金	3,742	15,251	18	71	20,913	14,540	1,648	3,225	6,043	1,771	67,222
7 償還金		21,163	96,410	4,337		29,310		8,976	15,823		176,019
8 諸支出金	720,476	15,180	8,459	23,559	200	200	300		360	900	769,634
9 交付金											0
10 換地費											0
11 予備費	4,400	14,977	11,716	11,637	13,000	13,000	13,000	12,304	11,354	10,481	115,869
計	1,336,086	202,661	177,908	160,675	71,427	385,028	72,011	138,523	144,344	43,152	2,731,815

令和2年度賦課金の10a当り課率

当改良区定款第27条の規程により、令和2年度賦課金等の徴収の時期及び方法について、下記の通り定める。ただし、災害その他やむを得ない場合の徴収時期及びその方法等の変更については、理事会に一任願いたい。

徴収方法	1. 本改良区において直接徴収を行う。 2. 委任契約に基づき徴収を行う。 (北ひびき農業協同組合、道北なよろ農業協同組合、(有)美田実郎商店、クロダ(株)、(株)丸メ商会)
-------------	---

(単位：円)

(単位：円)

区分	地区名	負担区分	第1期	第2期	合計	
運営 賦課 金	天塩川		1,448	965	2,413	
	名寄		1,448	965	2,413	
	風連		1,448	965	2,413	
	士別		1,448	965	2,413	
	士別川		1,448	965	2,413	
	上士別		1,448	965	2,413	
	剣淵	一般区		1,448	965	2,413
		溪流区		1,448	965	2,413
	和寒	一般区		1,448	965	2,413
		畑地区		434	289	723
	温根別	第1,2,3管理区	1等地	1,448	965	2,413
			2等地	1,448	965	2,413
3等地			1,448	965	2,413	
維持管理 賦課金 (共通)	天塩川		92	61	153	
	名寄		100	66	166	
	風連		50	34	84	
	士別		93	62	155	
	士別川		88	58	146	
	上士別		163	108	271	
	剣淵	一般区		133	89	222
		一般区		188	126	314
	和寒	畑地区		56	38	94
		第1,2,3管理区	1等地	176	117	293
	2等地		140	94	234	
	3等地		0	0	0	

区分	地区名	負担区分	第1期	第2期	合計	
維持管理 賦課金 (地区)	天塩川		1,928	1,284	3,212	
	名寄		1,321	880	2,201	
	風連	風連		2,145	1,430	3,575
		風連南 西風連		2,294	1,530	3,824
		中心経営体農地 集積促進事業		当該年度反相当額		
	士別		922	614	1,536	
	士別川		872	582	1,454	
		中心経営体農地 集積促進事業		当該年度反相当額		
	上士別		1,390	926	2,316	
	和寒	剣淵	一般区	545	363	908
			東管理区	580	386	966
		中央東管理区	580	386	966	
北原管理区		580	386	966		
菊野管理区		580	386	966		
西和管理区		580	386	966		
三和松岡管理区		580	386	966		
南東管理区		580	386	966		
川西管理区		580	386	966		
中和管理区		580	386	966		
畑地区			174	116	290	
温根別		第1管理区	1等地	997	665	1,662
	2等地		812	542	1,354	
	3等地		73	49	122	
	第2管理区	1等地	997	665	1,662	
		2等地	812	542	1,354	
		3等地	73	49	122	
	第3管理区	1等地	997	665	1,662	
		2等地	812	542	1,354	
		3等地	73	49	122	

(単位：円)

区分	地区名等	負担区分	第1期	第2期	合計	
特別課金	天塩川 全地区	士別	0	554	554	
		風連	0	554	554	
		名寄	0	554	554	
	瑞生 区画整理	暗きよ	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		暗きよ	0			
		暗きよ	0			
	共和 区画整理	暗きよ	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		暗きよ	0			
		暗きよ	0			
	名寄 全地区			0	1,502	1,502
		名寄東	区画整理(整地暗きよ)	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額
		風連東第1	区画整理	0		
	暗渠排水		0			
	風連 風連地区			0	250	250
		風連南・西風連地区		0	1	1
		構改地区		0	250	250
		風連東第2	区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額
			暗渠排水	0		
		風連東第3	区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額
	暗渠排水		0			
	士別 士別西	区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		暗きよ	0			
		心土破碎	0			
用排水路(個人)		0				
士別北		区画整理	0			
		暗きよ	0			
	用排水路(個人)	0				
南士別	区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額		
	暗きよ	0				
	用排水路(個人)	0				
士別川 つくも西	区画整理	0	2,502	2,502		
	暗きよ・除礫	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額		
	中士別第1一期	区画整理	0	129	129	
	中士別第1二期	区画整理	0	151	151	
	中士別第2	区画整理	0	5	5	
豊普通区	第1幹線地区	0	262	262		

(単位：円)

区分	地区名等	負担区分	第1期	第2期	合計
平準化賦課金	風連	全地区	0	178	178
		構改地区	0	87	87

賦課金は、納入期限内に

賦課期日

第1期 7月10日・第2期 10月26日

納入期限

第1期 7月31日・第2期 11月16日

そろって期限内に納入しましょう

令和2年度 地区除外決済金について

令和2年度において、農地転用等に伴う10a当たり地区除外決済金を、地区除外等処理規程第6条に基づき次のとおり定める。

徴収方法：本改良区において直接徴収を行う。

賦課期日：納入通知に記載の期日とする。

共通決済金	決済金算定基準2(1)ウ(イ)に係る決済金については別途加算する
36,021円(10a当りの額)	

地区決済金【決済金算定基準 2】

天塩川				士 別				上士別								
2 の (1)	イ	プール	1,008	2 の (1)	イ	プール	0	2 の (1)	ウ	(イ)	23,160					
		東豊	区画 暗渠			当該年度 償還残高	士別西					区画整理 暗渠	当該年度 償還残高			
		瑞生										心土破碎				
	共和	用排水路														
ウ	(ア)	655	(個人)		2 の (1)	イ	剣淵中央	1,385								
(イ)	83,927	区画整理	桜岡幹線													
名 寄		当該年度 償還残高	暗渠				西岡									
2 の (1)	イ		プール		12,955	用排水路	0									
			名寄東		区画整理 (整地・暗渠)	区画整理		西原								
		風連東第1	暗渠													
ウ	(ア)	0	南士別	区画整理	ウ	(ア)	0	和 寒								
(イ)	22,010	暗渠	用排水路	(イ)		15,360	第1幹線		375							
風 連				士別川				2 の (1)	イ	(ア)	和寒中部	495				
2 の (1)	イ	プール	風連・南・西 構改地区	1,268	2 の (1)	イ	プール				0	ウ	(イ)	和寒	2,843	
		風連	暗 渠	当該年度 償還残高			中士別第1一期				区画 暗渠			当該年度 償還残高	中士別第1二期	0
		風連東第2	区画・暗渠						中士別第2	2,320						
	風連東第3	区画・暗渠	0													
	ウ	(ア)	0	(ア)		0	2 の (1)	ウ	(イ)		温根別		-			
	(イ)	57,360	(イ)	21,810		1等地				16,620						
和 寒		0	0	2等地	13,540											
和 寒		0	0	3等地	1,220											

※決済金算定基準 2. 決済の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア、賦課金等

(ア) 未納入賦課金等

(イ) 農地転用賦課金

イ、償還金及び年賦支払金

ウ、土地改良区営土地改良事業に係る事業費

(ア) 維持管理事業以外の事業に係るもの

(イ) 維持管理事業に係るもの

エ、国営又は道営土地改良事業に係る負担金又は分担金

(ア) 維持管理事業以外の事業に係るもの

(イ) 維持管理事業に係るもの

令和2年度土地改良事業一覧（実施予定）

該当地区	事業区分	事業名	地区・施設名	事業内容
天塩川	道営	水利施設等保全高度化事業 (基幹水利施設保全型)	第3支線	用水路
		水利施設等保全高度化事業 (基幹水利施設保全型)	名寄幹線	用水路
	団体営	土地改良施設維持管理適正化事業	クラヌマ排水路	排水路整備補修
		施設改善対策事業	名寄支線地区	用水路改修
名寄	道営	農地整備事業（経営体育成型）	風連東第1	区画整理 暗渠排水
	団体営	土地改良施設維持管理適正化事業	上名寄頭首工	取水設備整備補修
		土地改良施設維持管理適正化事業	曙第4号揚水機場	水中ポンプ整備補修
風連	国営	国営施設機能保全事業	風連	御料ダム 用水路
	道営	農地整備事業（経営体育成型）	風連東第2	区画整理
		農地整備事業（経営体育成型）	風連東第3	区画整理
	団体営	施設改善対策事業	風連中央	用水路整備補修及び勾配修正
		国営造成施設管理体制整備促進事業 内高度化経費	西風連ダム	油圧操作盤等更新
士別川	国営	国営農地再編整備事業	上士別	区画整理（暗渠排水・附帯工）
	道営	農地整備事業（経営体育成型）	中士別第1 一期	区画整理（用水路・暗渠）
		農地整備事業（経営体育成型）	中士別第1 二期	区画整理（用水路・暗渠）
		農地整備事業（経営体育成型）	中士別第2	区画整理（用水路）
上士別	国営	国営農地再編整備事業	上士別	区画整理（暗渠排水・附帯工）
	団体営	国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費	剣和頭首工	除塵機（ディスクスクリーン）製作
		国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費	剣和頭首工	取水ゲート自動調整化
剣淵	国営	国営施設応急対策事業	てしおがわ剣和	用水路（開水路・トンネル）
	道営	水利施設等保全高度化（農地集積促進型）	剣淵中央	区画整理 暗渠排水 用水路
	団体営	国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費	剣和頭首工	除塵機（ディスクスクリーン）製作
		国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費	剣和頭首工	取水ゲート自動調整化
和寒	国営	国営施設応急対策事業	てしおがわ剣和	用水路（開水路・トンネル）
	道営	水利施設等保全高度化（農地集積促進型）	和寒中部	区画整理 暗渠排水 用水路
		農村地域防災減災事業	和寒	用水路
	団体営	土地改良施設維持管理適正化事業	三笠揚水機場	ポンプ整備補修
		国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費	剣和頭首工	除塵機（ディスクスクリーン）製作
国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費		剣和頭首工	取水ゲート自動調整化	

てしおがわ土地改良区職員機構

(令和2年4月1日発令) 正職員40名

* 部の業務を総括
会計主任
総務部長
山本 康弘

総務課長(総務・賦課)

折田 和也

(総務・賦課・事業・会計)

主幹 合田ひとみ — 主任 工藤亜希子 —

主事補

宮崎 渉

総務課長
(事業・会計)

久光 誉

主幹 齊藤 大輔

主幹 佐々木克也

課付嘱託

前田三智子

総代会、理事会、監事会及び委員会に関する事。収支予算及び決算に関する事。広告、広報に関する事。職員の身分、給与、服務等に関する事。備品の購入、管理、保守に関する事。

定款、規約、諸規程に関する事。選挙に関する事。規程付属諸様式の管理に関する事。賦課金の賦課徴収に関する事。土地原簿及び組合員名簿に関する事。地区除外、加入及び決済金に関する事。滞納処分、不納欠損処分に関する事。

事業借入金等に関する事。入札事務、契約に関する事。事業受託契約等に関する事。普通財産の取得、処分及び貸付、占用、登記事務に関する事。土地改良財産の取得、処分に係る契約及び登記事務に関する事。電算技術の開発及び保守管理に関する事。維持管理計画書の変更申請に関する事。農地情報システムの運用及び保守管理に関する事。その他、部、課に属さない事務に関する事。

財務、会計、現金、預金の出納及び保管に関する事。文書及び公用印に関する事。年度別収入・支出に係る統計処理に関する事。その他、部、課に属さない事務に関する事。

* 職員を指揮監督

参事
河南 哲也

工務課長

松田 保彦

主任

諸藤 美穂

主任

会田 竜矢

技師

佐々木将騎

(国営農地再編推進課出向)

技師補

小椋 陽介

技師補

戸澤 将真

国営、道営土地改良事業の調査、計画、認可に関する事。国営農地再編事業上士別地区の実施、変更申請に関する事。国営、道営、団体営事業等の事務事業に関する事。土地改良事業に係るソフト事業に関する事。水利権の認可、変更申請に関する事。土地改良財産の貸付及び占用に関する事。工事用器具、備品及び機械の管理に関する事。その他、部及び他の課に属さない事業推進に係る事務事業に関する事。

* 部の業務を総括

管理責任者
工務部長兼
土地改良事業
推進室室長
阿部 毅

事業第1課長

中井 優

主幹

山中 邦夫

主幹

山下 宏之

技師

示沢 政人

技師

渡邊 秀晃

技師

土屋 勇樹

技師補

東 恭平

担当区は名寄地区、風連地区及び天塩川地区。地区運営、地区協議会並びに土地改良施設に係る運用、操作管理、施設点検、保守管理、補修及び下部組織との連携に関する事。国営、道営土地改良事業の実施、変更申請に関する事。団体営事業等の調査、計画、実施、認可、変更申請に関する事。土地改良施設台帳の作成、変更に関する事。下部組織に係る運営、指導及び施設管理に関する事。工事用器具、備品及び機械の管理に関する事。その他事務事業及び管理事業に関する事。

事業第2課長

土地改良課長 瀧見 和生

主任

五林 明広

技師

西岡 渉

技師

菊地 雅義

(土地改良事業推進室)

技師

見真 真護

技師

市原 和馬

(土地改良事業推進室)

技師補

吉岡 栞汰

技師補

加藤優太郎

技師補

増谷 皓介

担当区は士別地区、士別川地区及び上士別地区。地区運営、地区協議会並びに土地改良施設に係る運用、操作管理、施設点検、保守管理、補修及び下部組織との連携に関する事。国営、道営土地改良事業の実施、変更申請に関する事。団体営事業等の調査、計画、実施、認可、変更申請に関する事。土地改良施設台帳の作成、変更に関する事。下部組織に係る運営、指導及び施設管理に関する事。工事用器具、備品及び機械の管理に関する事。その他事務事業及び管理事業に関する事。

事業第3課長

増田 耕治

主幹

奥山 孝幸

主任

佐々木紀晃

技師

滝上 博貴

技師

塚原 康平

技師

佐藤 雄視

(振興局北部耕地出張所出向)

技師

佐藤 成浩

技師補

杉田 力

担当区は剣淵地区、和寒地区及び温根別地区。地区運営、地区協議会並びに土地改良施設に係る運用、操作管理、施設点検、保守管理、補修及び下部組織との連携に関する事。国営、道営土地改良事業の実施、変更申請に関する事。団体営事業等の調査、計画、実施、認可、変更申請に関する事。土地改良施設台帳の作成、変更に関する事。下部組織に係る運営、指導及び施設管理に関する事。工事用器具、備品及び機械の管理に関する事。その他事務事業及び管理事業に関する事。

職員の人事について


退職人事

職員名	前職	発令
岡田 雄世	事業第2課技師補	令和元年12月27日

異動 発令 令和2年4月1日付

発令事項	前職	職員名
工務課技師 (国営農地再編推進課出向)	工務課技師補 (国営農地再編推進課出向)	佐々木 将 騎 (昇)

新規採用 発令 令和2年4月1日付



工務部 工務課技師補
戸澤 将 真
(とざわ しょうま)
皆様のお役に立てるよう少しでも早く仕事を覚えて頑張ります。
どうぞよろしくお願ひ致します。



工務部 事業第2課技師補
増谷 皓 介
(ますたに こうすけ)
まだわからない事だらけではありますが1日でも早く組合員の方々のために貢献できるよう頑張ります。
よろしくお願ひ致します。

役員補欠選挙の結果について

令和2年2月9日付で理事が退任したことから第2被選挙区(風連地区)において当区役員選挙規程に基づく役員補欠選挙が執行され立候補及び推薦の届出が定数内であったため無投票となり、令和2年3月3日、林 豊 選挙管理者のもと選挙会が開催され当選人が決定。以下のとおり就任されました。



選挙区	氏名	就任日
第2被選挙区 (風連地区)	我妻 昌幸	令和2年3月11日

令和2年3月23日に開催された令和元年度通常総代会の冒頭、新理事となった我妻昌幸氏が紹介され、本人より就任の挨拶が述べられました。

訃報 令和2年2月9日、当区理事(風連地区より選出)矢合正幸氏がご逝去されました。生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力を賜り厚く感謝を申し上げ、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

土地改良区からのお願い

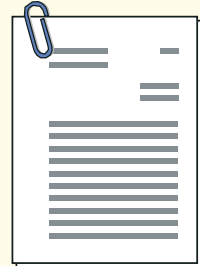
◆資格得喪通知の届出について

Q. どのようなときに資格得喪通知を届けるのか？

1. 農地の売買があったとき。
2. 農地を借りた、又は貸したとき。
3. 名義を変更（農業者年金受給などにより経営移譲、相続）したとき。

◎手続きについて

土地改良区の組合員が、その資格に係る権利の目的である土地の全部又は一部について異動した場合は、**土地改良区に資格得喪の届出が必要です**。区としても知り得る限り対処しておりますが、届出がなければ組合員名義は変わらず、従来どおり元の組合員に賦課金通知書が送付されます。農業委員会、農協、共済組合等の名義を変更されても土地改良区の名義が自動的に変更となることはありません。届出には新・旧両者の押印が必要となります。



◆農地を農地以外に転用したときは決済金がかかります

Q. どのような時に決済金がかかるのか。

1. 住宅建設のため宅地に転用したとき。
2. 道路用地、河川敷地として買収されたとき。
3. 田を畑に転用したとき。
4. その他、農地を農地以外に転用したとき。

Q. 決済金はなぜ必要なのか。

土地改良区は地区内農地への賦課金で管理運営を行っています。しかし、決済金を納めないで農地を転用した場合、残った農地で管理運営費を負担をしなければなりません。そこで、負担の公平を図るため、土地改良法により農地転用した場合は決済金を納めていただくことになっています。

賦課金の面積基準日は、その年の4月1日です。基準日以降に転用の手続きをされた場合には、その年度については賦課がなされます。

◎手続きについて

- ◆市町村の農政課への**届け出前**に、改良区に申請をお願い致します。
- ◆土地改良区で申請書用紙を用意し又、必要書類を提示します。
- ◆地区協議会、理事会の承認が必要であるために、申請は4月1日から同年の12月末までにお願いします。

■田寄せ・畑寄せについて

田寄せ・畑寄せの可能範囲は、該当箇所や水利権により異なるため、下記の条件をご理解の上、当区と必ず事前協議を行ってください。

- ① 農作業高率の向上など明らかに効果が期待できること、または明らかに必要であること。
- ② 土地改良区内での移動であること。
- ③ 賦課面積（水張面積）が増とならないこと。
- ④ 土地の分筆・地目変更の登記をすること。
- ⑤ 路線を跨った移動の場合は、水利権上の可否について判断するため、水利計算資料を提出すること。また、水利計算のための費用は、田寄せ畑寄せの実施可否に限らず原則申請者負担。
- ⑥ 移動元、先の関係者の同意を得ること。
- ⑦ 該当地の償還負債は全額繰上償還すること。
- ⑧ 田寄せ・畑寄せ実施による用水路の水量変化に対して水路改修が必要となる場合は全額申請者負担。
- ⑨ 上記について承諾により申請。
- ⑩ 完了後は速やかに完了報告すること。

手続きについて

- ◆市町村の農政課への**届け出前**に、当区と必ず事前協議を行ってください。
- ◆土地改良区で申請書用紙を用意し又、必要書類を提示します。

滞納金は新資格者が負担

土地改良法第42条の規定に基づき農地の異動・売買の際、その土地に賦課金の滞納がある場合は、新資格者が権利義務を継承しその滞納金を支払うこととなっております。売買又は貸借契約締結の前にご確認されますようお願い致します。

住所を変更したときは必ずご連絡ください

転居された場合は、住所変更が必要となりますので必ずご連絡くださいますようお願い致します。

